

「大阪市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成 22～26 年度）の概要

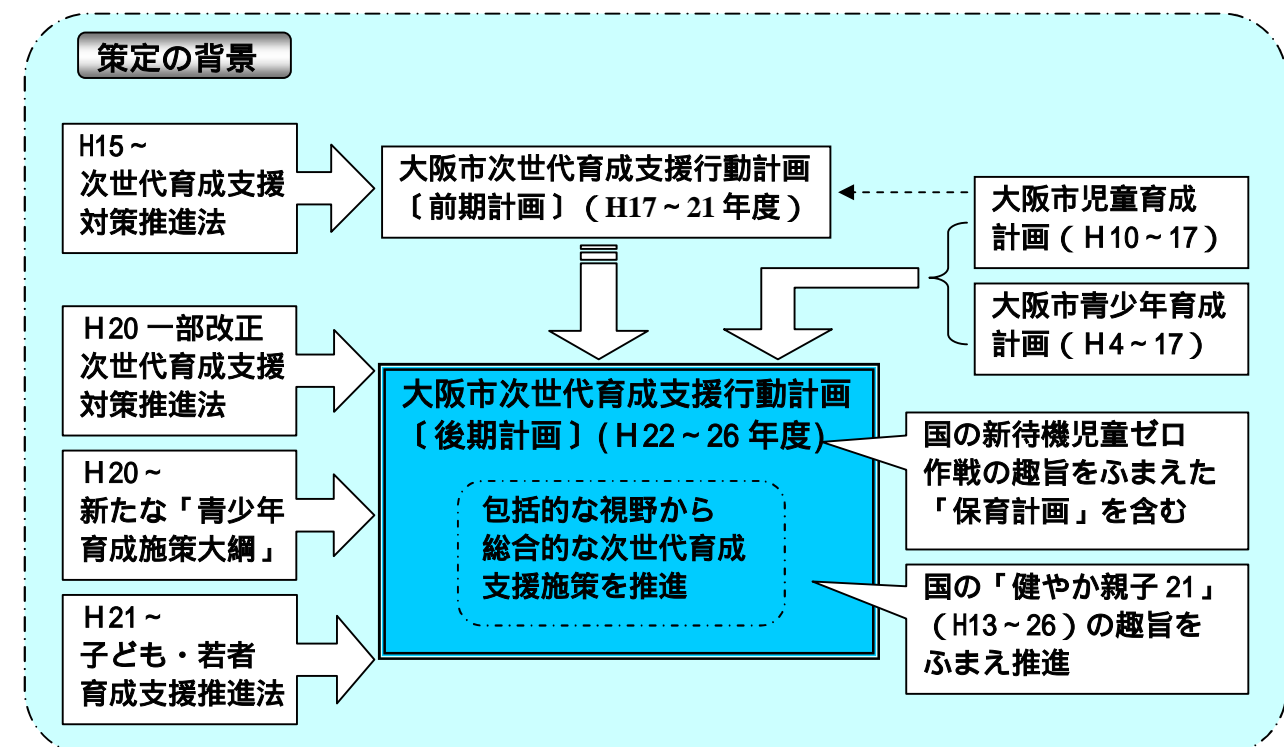
「次世代育成支援行動計画（後期計画）」とは

平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく 5 年を 1 期とする行動計画。急速な少子化の進行等をふまえ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る。

本市では、平成 17 年 3 月に「大阪市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（平成 17～21 年度）を策定した。

平成 20 年 12 月に「次世代育成支援対策推進法」が一部改正され、平成 21 年 3 月に「行動計画策定指針」が改正された。仕事と生活の調和の実現の視点や社会的養護体制の整備の推進などが追加され、PDCA サイクルの確立の重要性が示されている。

本市でも、平成 20 年度に子育て世帯や若者を対象に実施したニーズ調査の結果もふまえながら、平成 22 年 3 月に後期計画（平成 22～26 年度）を策定し、包括的な視野から総合的な次世代育成支援施策を推進する。



策定体制

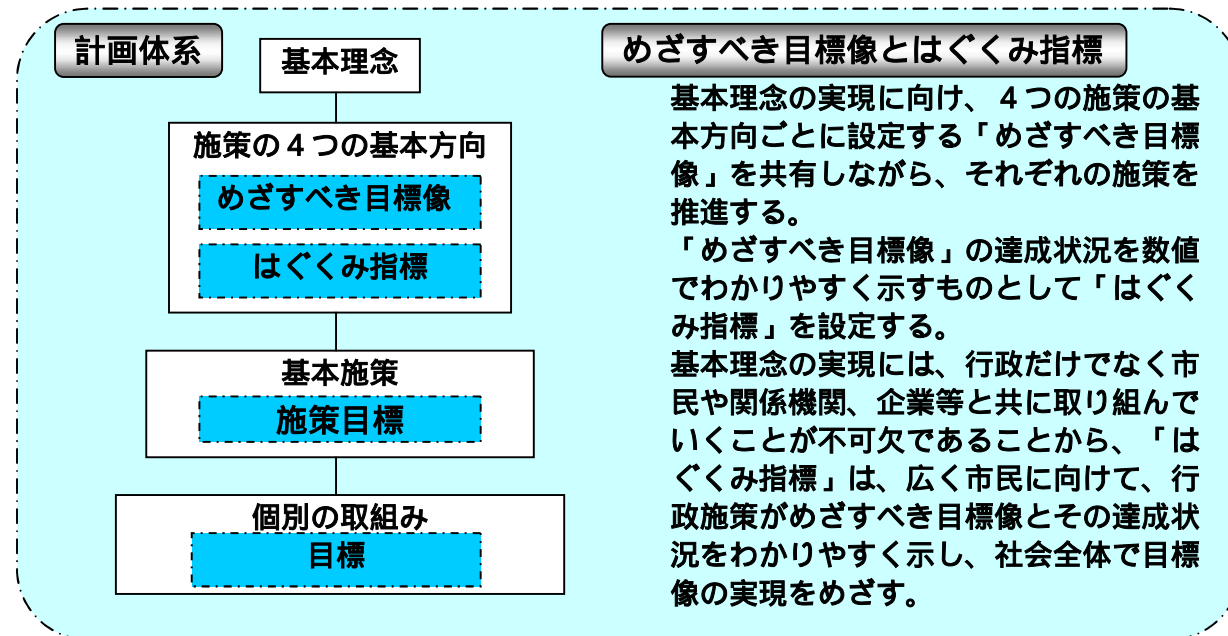
大阪市次世代育成支援対策推進会議
学識経験者、次世代育成支援に関する団体の代表者、市民代表等の外部委員で構成

大阪市次世代育成支援施策推進本部会議
こども青少年局及び関係局の部長級以上の職員で構成する庁内組織
推進本部会議に關係局課長級の職員で構成するプロジェクト会議を設置し、全庁的な調整や課題整理、方針案の作成などを行う

PDCA サイクルの確立

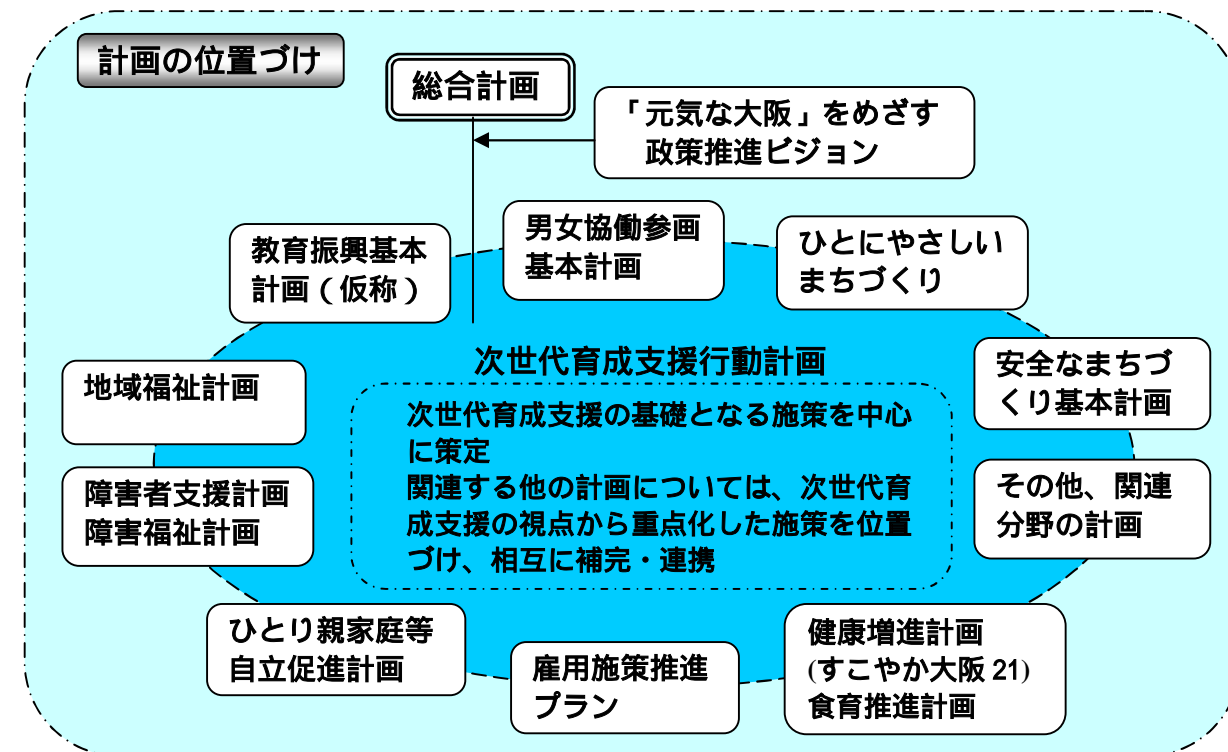
計画を実効あるものとするため、指標や目標を設定し、施策の進捗状況の把握及び基本理念の達成に向けた効果検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実を図る。

毎年度、取組みの進捗管理を行うとともに、計画期間の中間年において、指標や目標の達成状況を把握し、必要な見直しを行う。



計画の位置づけ

総合計画に基づき、「元気な大阪」をめざす政策推進ビジョンをふまえ施策を推進する。関連分野の計画と整合性を図り、次世代育成支援の視点から重点化した施策を推進する。



施策目標

基本理念

施策の方向

施策目標

市民と協働し、
社会全体で実現

次代の大阪を担うすべての子どもたちが、
安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会

子どもを生き育てることに安心と喜びを感じることもできる社会

子ども・青少年の「生きる力」を育成します

(1) 社会の中で自立して生きる基盤となる力の育成

- 1 乳幼児期からの生きる力の基礎を着実に育成します
- 2 健康や体力を維持増進する力を育成します
- 3 社会で共に生きていく力を育成します
- 4 学習意欲を高め確かな学力を向上します
- 5 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します
- 6 家庭、学校、地域の連携により教育環境を充実します

(2) 次代を担い、生涯をいきいきと生きる力の育成

- 1 役割意識を醸成し、貢献意欲を発揮する社会参画の機会を充実します
- 2 興味や才能を広げ、社会や仲間とつながる機会を充実します
- 3 個性や創造性を生かした専門分野の知識や技能を高める学習機会を充実します
- 4 勤労観・職業観を醸成し、自らの進路を選択・決定する力を育成します
- 5 社会的自立や職業的自立を支援する仕組みを充実します
- 6 社会人の能力アップや再挑戦を支援する環境を充実します

安心して子どもを
生み、育てられるよう
支援する仕組みを
充実します

(1) 安心して子どもを生むことができる仕組みの充実

- 1 妊娠中や出産時期の子どもと親の健康を守る仕組みを充実します
- 2 妊娠中や出産時期からの子育て支援を充実します
- 3 思春期の子どもの健康を守る取組を充実します

(2) 身近な地域における子育て家庭への支援の充実

- 1 子どもの健康や安全を守る仕組みを充実します
- 2 子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します
- 3 ひとり親家庭への支援を充実します
- 4 障害のある子どもと家庭への支援を充実します
- 5 長期にわたり療養を必要とする子どもと家庭への支援を充実します

(3) 多様なライフスタイルで子育てできる仕組みの充実

- 1 仕事と出産・子育てを共に選択できる仕組みを充実します
- 2 子育てしながら社会参画に再チャレンジできる取組を充実します

子ども・青少年や
子育て家庭のセーフ
ティネットを確立
します

(1) 子どもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実

- 1 問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します
- 2 犯罪の被害から子どもや青少年を守る取組を充実します
- 3 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します
- 4 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します

(2) 虐待の被害から子どもや青少年を守る仕組みの充実

- 1 児童虐待の発生を予防する取組を充実します
- 2 児童虐待を早期に発見し、適切に対応する仕組みを充実します
- 3 虐待を受けた子どもや青少年への支援の仕組みを充実します

(3) 保護を要する子どもや青少年の養育環境の充実

- 1 社会的養護の仕組みを充実します
- 2 家庭の養育機能に対する支援を充実します
- 3 社会的自立を支援する仕組みを充実します

子ども・青少年や
子育て家庭が安全・安
心で快適に暮らさ
せるまちづくりを
進めます

(1) 子ども・青少年や子育て家庭にとって快適な生活環境の整備

- 1 子育て家庭が暮らしやすい住宅・住環境づくりを推進します
- 2 妊産婦や子育て家庭などが安心して外出できるまちづくりを推進します
- 3 子どもや青少年の成長や子育てにおける都市魅力を高めます

(2) 子ども・青少年や子育て家庭の安全・安心な暮らしの確保

- 1 事故のない安全・安心なまちづくりを推進します
- 2 犯罪を抑止する安全・安心なまちづくりを推進します
- 3 日常生活を脅かす危機事象から健康を守る体制づくりを推進します
- 4 災害時の被害を最小限にとどめる体制づくりを推進します

(3) 子ども・青少年や子育て家庭を支援する地域づくりの推進

- 1 地域で取り組む活動の効果的な推進を支援します
- 2 仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します
- 3 協働の取組を社会全体に広げる仕組みづくりを推進します